松戸市職員の再任用に関する条例及び松戸市職員退職手当支給条 例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の再任用に関する条例及び松戸市職員退職手当支給条例の一部を 改正する条例を別紙のように定める。

平成27年9月1日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する 法律の制定に伴い、条例で引用する法律名等を変更するため。 松戸市職員の再任用に関する条例及び松戸市職員退職手当支給条 例の一部を改正する条例の制定について

(松戸市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 松戸市職員の再任用に関する条例(平成13年松戸市条例第5号)の 一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附 則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第 115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(松戸市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 松戸市職員退職手当支給条例(昭和28年松戸市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) 第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47 条第2項」に改める。

附則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。